

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 8 3 号	三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	<p>【関係法令】 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）</p> <p>【趣 旨】 公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担の対象に加えるほか、所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 1 題名、第 1 条及び第 2 条中「三田市長」を「三田市議会議員及び三田市長」に改める。 2 第 4 条中「7 円 5 1 銭」を「(当該作成単価が 7 円 5 1 銭を超える場合は、7 円 5 1 銭)」に改める。</p> <p>【施行期日】 平成 31 年 3 月 1 日 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>